

陸上競技(身体・精神部門)申し合わせ事項

開催日：令和 8 年 5 月 30 日（土）

会 場：駒沢オリンピック公園総合運動場
陸上競技場 補助競技場

競技規則

本項に定める以外は、令和 8 年度公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技方法

- (1) トラック種目の計時方法は、写真判定システムによる全自動計時（電気計時）を使用する。
但し、バックストレート実施種目は、手動計時を使用する。
- (2) バックストレート実施種目以外のトラック種目において、選手は主催者側の用意した腰ナンバー標識をつけることとする。
- (3) 50m はスタンディングスタートのみとし、グラウンドに手をついてスタートしてはならない。また、スターティングブロックを使用することはできない。
- (4) 組単位に 1 回の決勝競技のみとする。
- (5) 全ての走競技スタート合図はイングリッシュコールで行う。

・30m/スラローム：ON YOUR MARKS（位置について）⇒ SET（用意）⇒ 笛合図
・50m ～ 200m：ON YOUR MARKS（位置について）⇒ SET（用意）⇒ ピストル合図
・800m ～ 1500m：ON YOUR MARKS（位置について）⇒ ピストル合図

- (6) 区分26（聴覚障害）の走競技(100m・200m)においては光刺激スタート発信装置を設置する。この際、ピストル音も発射するので、光刺激スタート発信装置の使用、不使用は任意とする。
- (7) トラック種目で不正出発は各レース1回のみとし、その後不正出発をした競技者はすべて失格とする。
- (8) 出場者の少ない障害区分は、他の区分と同じ組で競技する場合がある。ただし、表彰は障害区分別に行う。
- (9) 30mから 400mまでの走競技は、セパレートレーンで行う。800mスタートはセパレートレーンで行う。ただし、車いすレースでは、ブレイクマークは置かず、ブレイクラインの内と外のフィールドに黄旗を立てる。
ただし、視覚障害の区分 24・25 の 800mはオープンレーンで行う。
- (10) 投てき種目は 3 投連続で行い、3 投ともファールの場合は、もう 1 投の試技を認める。
- (11) 走高跳以外の跳躍種目は試技を 3 回行い、3 回ともファールの場合は、もう 1 回の試技を認める。試技は連続ではない。
- (12) 区分 24 に属する者は、光を通さないアイマスクを装着し競技を行うこと。
- (13) 競技で使用するアイマスクは、競技者が用意し、招集場所で係員の確認を受けること。
- (14) 区分 24・25 の投てき種目で円弧内での声や援助は、審判員または競技役員が行う。
- (15) 区分 24・25 の競走競技で伴走者をつける場合は、競技者が用意する非伸縮性の 50 cm以内の紐などを持つこと。ただし、音源走で伴走を希望する場合は、紐などを使用しなくてもよい。
- (16) 陸上競技用車いす(レーサー)を使用する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。また、日常生活用車いす等で 100m・200m に出場する場合も極力ヘルメットを着用すること。
- (17) 電動車いす 30m は、時速 4.5 km以下は 24 秒、時速 6 km以下は 18 秒より速くフィニッシュした場合は失格とする。

ナンバーカード

主催者の用意したもの(肢体不自由者－白色、視覚障害者－緑色、聴覚障害者－黄色、内部障害者－水色、精神障害者－薄茶)をユニフォームの胸部と背部(跳躍競技の選手はどちらか一方)に付けること。

車いすを使用しての出場者は、審判によくわかるように、車いすの前後に付けること。

招集方法

- (1) 招集場所は、100mスタート地点後方のAゲート付近とする。

*ソフトボール投の招集は補助競技場で行う。

- (2) 招集開始時刻は競技開始時刻の30分前、招集完了時刻は競技開始時刻の10分前とする。プログラムを確認し、時間に遅れずに招集を受けること。招集完了時刻に遅れた者は棄権となる。
- (3) 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して待機すること。

表彰

競技終了後、表彰所等にて行う。各組とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

また、区分24・25で伴走者を付ける場合は、伴走者にも授与する。(音源走を除く)

介助者

- (1) 選手以外で競技場内に入場できる者は、参加申し込みの際に「競技特記事項」で申請した、区分24・25の跳躍種目介助者、伴走者、誘導介助者と、その他特段の理由により介助者の競技場への入場を申請し主催者が許可した者のみとし、人数は選手1名につき1名までとする。
- (2) 原則として、区分番号10、16、17、23、24、25が場合によっては区分番号18が申請対象となる。
- (3) 申請し許可された者は、介助者は「介助ビブス」、伴走者は「伴走者用ビブス」、誘導介助者は「誘導介助ビブス」を着用すること。また、それらのビブスは競技終了後、回収場所に速やかに返却すること。
- (4) 入場を許可された場合でも競技場内での応援、助言、写真やビデオ撮影、視覚障害で認められた選手以外への伴走行為、競技進行の妨げになるような行動は禁止する。これらの行為を行った場合は、選手を失格とするので、十分注意すること。

その他

- (1) 出場種目は1種目までとし、実施種目のうち、特に下記の点には注意して申し込むこと。
 - ① 区分24の50mは、音源(電子音のみ)走とする。伴走者付きの者は、全国大会派遣候補選手の対象とはならない。但し、視覚と聴覚の障害が重複している場合を除く。
 - ② 区分25で音源走を希望する者は、全国大会派遣候補選手の対象とはならない。
 - ③ 区分24・25以外の走幅跳の踏切板の位置については、1mか2mを選択し申し込むこと。
 - ④ 走高跳に出場の場合は、最初のバーの高さを申し込みの際に申告すること。
 - ⑤ 区分23の30mにおける伴走者(スタート合図後の同伴者)には、選手が完走するための介助(声かけ等)は認めるが推進を助ける行為は禁止する。
 - ⑥ 50mで使用する車いすは、日常生活用のみとする。レーサーや他のスポーツ用車いすは認めない。
 - ⑦ 電動アシスト付車いすに乗り、自走で競走競技に出場する場合は、電動アシスト機能を切って出場しなければならない。
 - ⑧ 800m・1500mで使用する車いすはレーサーとし、日常生活用は認めない。
 - ⑨ 区分30「精神障害」は全国大会選考の対象とはならない。
- (2) スパイクピンの長さは9mm以内とする。ただし走高跳・ジャベリックスローは12mm以内とする。いずれの場合もスパイクピンの数は、11本以内とする。また建物内では、着用しないこと。
- (3) 競技方法や招集方法、表彰等に変更が生じる場合がある。
- (4) 大会プログラム、ナンバーカードは、事前に送付する。

【 陸上競技 障害別参加区分 】※該当する障害区分で◎★印のある種目から選択すること。

※1部:39才以下 2部:40才以上

※身体部門 … ◎★:男・女 1部・2部 (★印は全国障害者スポーツ大会選考の対象とはならない。)

※精神部門 … ★:男・女 1部・2部 (全国障害者スポーツ大会選考の対象とはならない。)

				区分 番号	障 害 区 分	オープン 種目	全国大会選考対象種目												
							競走							跳躍			投てき		
							3 0 m	5 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	8 0 0 m	1 5 0 0 m	ス ラ ロ ー ム	走 高 跳	立 幅 跳	走 幅 跳	砲 丸 投	ソ フ ト ボ ー ル 投	ジ ャ ベ リ ッ ク ス ロ ー
肢体不自由	Ⅰ	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全		◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎		
			2	両前腕切断または、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全		◎	◎			◎		◎	◎						
			3	両上腕切断または、両上肢完全		◎	◎			◎		◎	◎						
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断または、片下肢完全		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断		◎	◎					◎		◎	◎	◎			
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全		◎						◎		◎	◎	◎			
			8	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎			
		体幹	9	体幹		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎			
	Ⅱ	車いす 脳原性 麻痺、 以外で 常用	10	第6頸髄まで残存		◎	◎				◎							◎	
			11	第7頸髄まで残存			◎	◎	◎	◎	◎							◎	
			12	第8頸髄まで残存			◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		
			13	下肢麻痺で座位バランスなし			◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		
			14	下肢麻痺で座位バランスあり			◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		
			15	その他の車いす			◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		
	Ⅲ	(脳性 麻痺、 脳外傷等) 脳原性 麻痺、 脳血管 疾患、	16	四肢麻痺で車いす使用		◎					◎							◎	
			17	けって移動		◎					◎							◎	
			18	片上下肢で車いす使用		◎					◎					◎	◎		
			19	上肢で車いす使用		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		
			20	その他走不能											◎	◎	◎		
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能		◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能		◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎		
	Ⅳ		23	電動車いす常用	★						◎							◎	
視覚障害		24	視力0から0.01まで		◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			
		25	その他の視覚障害		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能障害		26	聴覚障害		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
内部障害		28	ぼうこう又は直腸機能障害		◎	★			◎			◎	◎		◎	◎			
		29	その他の内部障害		★	★			★			★	★		★	★			
精神障害		30	精神障害		★	★			★			★	★		★	★			

【陸上競技区分解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体Ⅰ（切断、機能障害で立位）		
1	手部切断 片前腕切断 片上腕切断 片上肢不完全 片上肢完全	・手部の切断者 ・（手関節の離断を含む）片側の前腕の切断者 ・肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者 ・片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者 ・片側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
2	両前腕切断 片前腕切断 および 片上腕切断 両上肢不完全	・（手関節離断を含む）両側の前腕の切断者 ・片側の前腕及び片側の上腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
3	両上腕切断 両上肢完全	・両側の上腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
4	片下腿切断 片下肢不完全	・（足部の切断を含む）片側の下腿の切断者 ・片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
5	片大腿切断 片下肢完全	・（膝関節の離断を含む）片側の大腿の切断者 ・片側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり、補装具なしでは体重を支えきれない者
6	両下腿切断	・（足部の切断を含む）両側の下腿の切断者
7	片下腿切断 および 片大腿切断 両下肢不完全	・片側の下腿及び片側の大腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
8	両大腿切断 両下肢完全	・（膝関節離断を含む）両側の大腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり、補装具なしでは体重を支えきれない者
9	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない）
●肢体Ⅱ（脊髄損傷、二分脊椎、骨・関節機能障害、切断といった脳原性麻痺以外の車いす使用者）		
10	第6頸髄まで残存	・肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
11	第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節、肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない）
12	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指の強い開閉ができない）
13	下肢麻痺で座位バランスなし	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができない者
14	下肢麻痺で座位バランスあり	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる者
15	その他の車いす	・脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者
●肢体Ⅲ（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
16	四肢麻痺で車いす使用	・四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害があり、上肢による駆動が可能な車いす使用者（上肢に著しい筋緊張や可動域制限があり、ハンドリムを軽くはじくように車いすを駆動する）
17	けって移動	・両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
18	片上下肢で車いす使用	・車いすを片側の上肢と下肢で操作する者
19	上肢で車いす使用	・上肢による車いす使用者（上肢に麻痺があっても、体や腕の力を使ってハンドリムを強く押しながら車いすを駆動することが可能な場合はこの区分に該当）
20	その他走不能	・下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることができない者
21	上肢に不随意運動を伴う走可能	・目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
22	その他走可能	・「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者
●肢体Ⅳ		
23	電動車いす常用	・四肢体幹機能障害等により日常的に電動車いすを使用している者
●視覚障害 ※視力は両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する。 光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。		
24	視力0から0.01まで	
25	その他の視覚障害	・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらずこの区分に該当
●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害・そしゃく機能障害		
26	聴覚障害	
●知的障害		
27	知的障害	
●内部障害		
28	ぼうこう又は直腸機能障害	・脊髄損傷等で合併した、ぼうこう又は直腸機能障害者は含まれない
29	その他の内部障害	・区分28（ぼうこう又は直腸機能障害）以外の内部障害で運動が可能な者
●精神障害		
30	精神障害	

陸上競技(身体・精神部門)進行予定表(案)

				10:00					11:00					12:00					13:00					14:00					15:00					16:00				
				10	20	30	40	50	10	20	30	40	50	10	20	30	40	50	10	20	30	40	50	10	20	30	40	50	10	20	30							
競走・スラローム	トラック	メイン		1500m 肢Ⅰ・肢Ⅱ・肢Ⅲ ・視・聴・内・精 男・女					100m 肢Ⅰ 男・女	100m 視 男・女	100m 肢Ⅲ 男・女	100m 聴・精 男・女	<u>100m 肢Ⅱ・Ⅲ (車いす) 男・女</u>							50m 肢Ⅱ・肢Ⅲ (車いす) 男・女	50m 肢Ⅲ (立位) 男・女	50m 肢Ⅰ・聴 ・内・精 男・女	50m 視(25) 男・女	200m 肢Ⅱ・肢Ⅲ・視・ 聴 男・女		800m 肢Ⅱ・肢Ⅲ ・視・聴 男・女												
		バック												30m 肢Ⅳ 男・女			50m 視(24) (伴走付き) 男・女	50m 視(24) 音源走 男・女				スラローム 肢Ⅲ 男・女	スラローム 肢Ⅳ 女							スラローム 肢Ⅳ 男								
跳躍競技		J1		立幅跳 視・内・精 男・女		立幅跳 聴 男・女		立幅跳 肢Ⅰ・肢Ⅲ 男・女																														
		J2											走幅跳 肢Ⅰ 男・女		走幅跳 肢Ⅲ 男・女		走幅跳 聴・内 男・女		走幅跳 視 男・女																			
		J3																走高跳 肢Ⅰ・視・聴 男・女																				
1020304050⑪1020304050⑫1020304050⑬1020304050⑭1020304050⑮1020304050⑯102030																																						
投てき競技	競技場内フィールド	F1		砲丸投 視 男・女		砲丸投 聴 男・女		砲丸投 肢Ⅱ 男・女							砲丸投 肢Ⅰ・Ⅲ 男・女																							
		F2		ジャベリック スロー 聴 男・女		ジャベリック スロー 内 男・女		ジャベリック スロー 肢Ⅱ・Ⅲ 男・女							ジャベリック スロー 肢Ⅰ 男・女							ジャベリック スロー 視 男・女		ジャベリック スロー 精 男・女														
		F3		ビーンバッグ投 肢Ⅲ 女			ビーンバッグ投 肢Ⅲ 男								ビーンバッグ投 肢Ⅳ 女		ビーンバッグ投 肢Ⅳ 男		ビーンバッグ投 肢Ⅱ 男・女																			
	補助競技場	F4		ソフトボール投 肢Ⅱ 男・女			ソフト ボール投 肢Ⅰ 男・女		ソフトボール投 視(24・25) 男					ソフト ボール投 視(24・25) 女		ソフト ボール投 精・内 男・女		ソフト ボール投 聴 男・女		ソフトボール投 肢Ⅲ(立位) 男・女			ソフトボール投 肢Ⅲ(車いす) 男・女															
1020304050⑪1020304050⑫1020304050⑬1020304050⑭1020304050⑮1020304050⑯1020304050⑰102030																																						

※申込状況により進行予定は変更する場合がある。